

平成24年 4月 1日	一部改訂
平成26年 4月 1日	一部改訂
平成30年 4月 1日	一部改訂
令和 2年 5月19日	一部改訂
令和 3年 7月27日	一部改訂

「京都滋賀体育学研究」編集・投稿規定

1. 「京都滋賀体育学研究」（英文名 **Kyoto and Shiga Journal of Physical Education, Health and Sport Sciences** 以下本誌）は、京都滋賀体育学会の機関誌であり年1回以上発行する。
2. 円滑な編集発行を行うため、京都滋賀体育学研究編集委員会を置く。編集委員会に関しては別に定める。
3. 本誌は本学会会員の体育・スポーツに関する論文の発表にあてるため、本誌に投稿する際は共著者も含めたすべての著者が京都滋賀体育学会の学会員であることとする。編集委員会が認めた場合には会員以外に寄稿を依頼することもできる。
4. 1編の論文の長さは12000字程度とする。ただし短報については4500字程度とする。
5. 原稿は、所定の執筆要項に準拠して作成し、総説、原著論文、資料、実践研究、短報の別を指定して編集委員会事務局あてに提出する。原稿はz rugファイルとし、メール添付にて提出する。図表は番号とタイトル、脚注等をつけて本文中に挿入するとともに、編集が可能なファイルを別途提出する。
6. 投稿論文は、学術論文としてふさわしい内容と形式をそなえたものであり、人権擁護・動物愛護について配慮され、かつ未公開のものでなければならない。
7. 投稿内容は未発表のものに限る。ただし学会大会の抄録に掲載された原稿、科学研究費補助金の研究報告書に掲載された原稿、学術誌に掲載されていない修士論文や博士論文の一部は投稿して差し支えない。
8. 投稿論文が二重投稿とみなされた場合、本誌には採用しない。すでに掲載された論文が二重投稿と判明した場合は、その旨の警告を本誌およびホームページに掲載し公開する。
9. 投稿論文は編集委員会が審査し、その掲載の可否を決定する。
10. 図版・写真など特に費用を要するものは、その実費を執筆者の負担とする。
11. 別刷は校正時に希望部数を申し出ること。実費により希望に応じる。
12. 本誌の編集事務についての連絡は、「京都滋賀体育学研究」編集委員会事務局宛とする。
13. 編集委員会は理事会において編成する。
14. 掲載された原稿の著作権は本会に帰する。
15. この規定は、理事会の決議により変更することができる。

（投稿・編集に関する問い合わせ先）

「京都滋賀体育学研究」編集事務局

〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1

立命館大学 スポーツ健康科学部 真田樹義 宛

E-mail : submit@kyoto-taiiku.com